明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五〇）　一
○一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令（経済産業六六）　四
〔告　示〕
○製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（経済産業一六九）　五
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決関係　七
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　七
会社その他
会社決算公告　七

省令

○厚生労働省令第百五十号

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十四号）の施行に伴い、並びに国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十三条第四項第一号及び第四十条の規定に基づき、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月六日

厚生労働大臣　加藤　勝信